

ひとい親家庭福祉

◆ 母子・父子家庭医療費支給制度・・・保険医療課

母子・父子家庭の人が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の支給制度が設けられています。ただし、所得制限があります。

助成内容 保険診療による医療費の自己負担相当額が支給されます。

ただし、入院時の食事代や容器代等の医療費以外の負担については、助成の対象となりません。

◆ 児童扶養手当の支給・・・子育て支援課

父母の離婚、父又は母の死亡などの理由で父又は母がいない家庭や、父又は母に重度の障がいのある家庭で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害があるときは20歳未満）を監護又は養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。

<支給額> 児童1人の場合 月額 45,500 円
児童2人の場合 月額 上記の額に 10,750 円加算
児童3人以上の場合 1人増すごとに 6,450 円加算
※全額支給の場合

◆ 遺児手当の支給・・・子育て支援課

離婚、死亡、行方不明、拘禁などの理由で父又は母のいない家庭で、18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日迄）の児童の日常生活を世話している母若しくは父又は養育者に5年間支給されます。ただし、所得制限があります。

※ 県の遺児手当については、上記に該当しても、受給資格者が公的年金を受けられることができるときは、手当を受給できません（老齢福祉年金を除く。）。

<支給額> 児童1人月額 4,350 円（県分）：4年目以降 2,175 円
// 2,000 円（町分）

◆ 母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・子育て支援課

母子福祉資金・・・・児童を扶養している配偶者のない女子又はその扶養している子

・父母のいない児童

父子福祉資金・・・・児童を扶養している配偶者のない男子又はその扶養している子

寡婦福祉資金・・・・寡婦又はその扶養している子

・40 歳以上の配偶者のない女子

※児童とは・・・ 20 歳未満の者

寡婦とは・・・ 配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがあるもの

貸付の種類・・・ 修学・修業・結婚・住宅・療養・生活・事業開始・技能習得・就職支度資金等

貸付条件等・・・ 貸付限度額、利息は、貸付の種類によって異なります。

